事業者の方からよくある質問

ジャンル	Q	A
手続き全般	条例の手続きが行われている事業計画を知りたい。	標識が設置された物件については、さいたま市のホームページに掲載している「標識設置届出状況・説明報告書閲覧期間確認表」からご覧いただけます。
手続き全般	手続きはいつから始められるのか。	紛争防止条例において、手続きの開始時期についての明確な規定はありませんが、近隣・周辺住民の方々に対して責任を持った説明を行うことができる状況にあることが求められます。また、他の関係法令により、立地そのものの許認可等が必要な施設の場合は、その許認可等の見通しがたった段階である必要があります。なお、本条例の標識設置から審査終了までの期間としては75日程度要しますので、計画的に手続きを行ってください。
手続き全般	標識はいつから設置できるのか。	標識に記載する事項が決まってから、概要届を提出後に設置することができます。
手続き全般	委任状は手続きの各段階の届出ごとに提出が必要なのか。	概要届の段階で委任状を提出し、委任事項と代理者に変更がなければ、標識設置届出書以降の届出の提出時ごとに、改めて委任状を提出する必要はありません。ただし、新たな委任事項や代理者が発生するような場合（例えば、近隣住民への説明は別の代理者が行うなどの場合）は、その委任事項の実施までに新たな委任状を提出する必要があります。
標識	事業計画のお知らせ標識は販売しているのか。	一般社団法人埼玉建築士会（さいたま市南区鹿手袋4-1-7　埼玉建産連会館５階）で販売しています。 電話：048-861-8221（代） （参考：2025.1月末現在　一般価格 ¥3,500- 会員価格 ¥3,150-）
事業計画書（日影図）	商業地域、工業地域、工業専用地域でも日影図は作成しなければならないのか。	中高層建築物に該当する場合には、商業地域、工業地域、工業専用地域であっても日影図は作成する必要があります。
事業計画書（日影図）	敷地内の自転車置場なども日影図を作成しなければならないのか。	中高層建築物以外の建築物等の日影図の作成は必要ありません。
近隣説明	近隣住民への説明はいつからできるのか。	事業計画書（近隣説明資料を添付）を市へ提出した翌日から近隣住民へ説明を行うことができます。 その期日よりも前に説明を行ったものは、条例上の説明にはあたりませんのでご注意ください。
近隣説明	近隣住民の範囲に土地区画整理事業区域がある場合の説明はどうしたらいいのか。	使用収益開始後であれば従後の権利者の方への説明となります。使用収益開始前の場合は、従後の方に加えて、原則として従前の権利者の方への説明も必要になります。
近隣説明	近隣住民の範囲に公共施設があるが説明は必要か。	その施設を管理している部署への説明が必要になります。
電波障害調査	電波障害の現地調査は必要か？	原則、机上調査及び現地調査が必要となりますが、対象事業区域が第一種低層住居専用地域又は第二種低層住居専用地域の場合は机上調査のみとします。ただし、事業区域や周囲の状況によっての影響で現地調査を要しない場合もありますので、市へご相談ください。